（様式第２号）その１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札参加資格確認資料（基本事項）  　　　　　　　　　　　　　 　　商号又は名称 | | |
| 民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無  該当する□に印を付する  こと。(以下同じ) | □民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。  □上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。  □いずれの申立てもなされていない。 | |
| 資本関係又は人的関係のある建設会社の有無  （入札説明書２(4)に掲げるア、イ又はウに該当する建設会社又は役員の有無） | □あり　　※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届」  （（別紙２）その１－１を併せて提出すること。）  □なし | |
| 本工事の業種に係る建設業の許可区分 | □特定建設業  □一般建設業 | |
| 本工事の業種に係る格付け等級 | 機械器具  設置工事 | □Ａ等級　□Ｂ等級 |
| 社会保険等の  届出義務の履行状況 | 健康保険 | □加入又は適用除外（届出義務なし含む）　□未加入 |
| 厚生年金保険 | □加入又は適用除外（届出義務なし）　　　□未加入 |
| 雇用保険 | □加入又は適用除外（届出義務なし）　　　□未加入 |
| 暴力団員等との関係状況 | □愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である。  □暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者である。  　（役員等がこれに該当する場合を含む。）  □暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者が事業活動を支配する者である。  □上記のいずれにも該当しない。 | |
| 備　　　考 |  | |

　注　押印を要しない。

（様式第２号）その１－１

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称

１　資本関係に係る事項

(1) 会社法第２条第４号の親会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 本店所在地 | 許可番号 |
|  |  |  |
|  |  |  |

(2) 会社法第２条第３号の子会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 本店所在地 | 許可番号 |
|  |  |  |
|  |  |  |

(3) 会社法第２条第４号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 本店所在地 | 許可番号 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　人的関係に係る事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 他社と兼任している役員等 | | 兼任先及び兼任先での役職 | | |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 許可番号 | 役職 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

注１　該当がない場合は、本様式（（別紙２）その１－１）の提出は必要ない。

２　「２　人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人について記入すること。

（様式第２号）その１－２

年　　月　　日

契約担当者　様

住所：

会社名：

　代表者氏名：

誓　　　約　　　書

下記の理由により、令和７年７月１日付で公告のありました「山堰改（改）第７号の１山財ダム　堰堤改良工事」の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

（健康保険・厚生年金保険）

　□従業員５人未満の個人事業所であるため。

　□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

　□その他の理由

　（その他の理由を選択した場合）

　　　　　　年　　月　　日、関係機関（○○年金事務所○○課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

　□役員のみの法人であるため

　□その他の理由

　（その他の理由を選択した場合）

　　　　　　年　　月　　日、関係機関（ハローワーク○○　○○課）に問い合わせを行い判断しました。

注１　本様式（（別紙２）その１－２）については、入札説明書８(８)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者で、社会保険等の届出の義務を有しない者であって、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。（該当ない場合は提出の必要はない。）